

平成26年第10回教育委員会定例会
(10月10日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成26年10月10日(金) 午後1時07分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	高 森 大 乗
委員長職務代理者	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	川 島 俊 二

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア Tokyo・技・ステーションが実施する事業に対する後援について

(2) 庶務課(事務局副参事)

イ 保育短時間認定に係る保育料及び延長保育料について

(3) 児童保育課

ウ 浅草こどもクラブ等について

(4) 生涯学習課

エ 一般社団法人DAC未来サポート文化事業団が実施する事業に対する後援につ

いて

(5) 青少年・スポーツ課

オ 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 平成26年度第3回区議会定例会一般質問について

イ 後援名義の使用について

(2) 指導課

ウ 平成26年度授業改善推進プランについて

(3) 中央図書館

エ 図書館一部業務委託の事業者選定結果について

3 11月の行事予定について

4 その他

午後1時07分 開会

○高森委員長 ただいまから、平成26年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ、議会時間の延長をいたしておきます。

○高森委員長 それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○高森委員長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議案といたします。事務局各課ごとに説明をお願いいたします。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、庶務課のア、Tokyo・技・ステーションが実施する事業に対する後援について、ご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

主催者は、Tokyo・技・ステーション、事業名は、東京の伝統的な技を世界へ～魅力発信ワークショップ～でございます。

実施日時は、1回目が平成26年10月25日土曜日、2回目が11月8日土曜日でございます。

実施場所は、台東区浅草でございますお神輿や和太鼓などの老舗、宮本卯之助商店の中の宮本スタジオでございます。

事業の目的でございますが、この事業は2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が迫る中、日本独自の文化や技術の発見、また、その理解を促すとともに、その魅力を日本語だけでなく、英語でも発信できる能力を養うことを目的としたものでございます。

事業の内容につきましては資料の2ページ目をご覧ください。都内在住・在学の中学生を対象に、和太鼓やお神輿といった東京の伝統的なワザやその魅力を実際に感じていただくものでございます。あわせて、日本独自の文化や技術、歴史などを英語で紹介するプロモーションビデオを作成し、インターネットのYoutubeを通じまして世界に発信していくなど、四つのプログラムが用意されております。

なお、この事業は、東京都教育委員会の主催事業でございますチャレンジアシストプログラムの助成金を主な原資としております。台東区の伝統文化などが世界に英語で発信されるということもあり、台東区教育委員会として後援をするにふさわしい案件と思慮いたしますので、よろしくご審議のうえ、了解のほどお願いしたいと思います。

ご説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 代表が女子学生で、このような活動は若い人を活性化させる意味では非常にいい事業だと思いますが、最終的な責任のあり方としては、どうなるのでしょうか。この団体は常設の団体なののでしょうか、それとも、このパフォーマンスをやるために作った団体なののでしょうか。

○庶務課長 代表者は大学生ということで、未成年でございますが、このような目的で2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まってから、このような団体を立ち上げて、資料の一番最後に団体の構成員の名簿がございますが、こども国連環境会議の推進協会の方、それから、日本伝統食文化協会の方などがアドバイザー、後見ということでございます。責任の所在としては、この団体がとるということではございますけれども、未成年の部分ということであれば、この成人に達していらっしゃるこのお二人が責任を持って対応していくと伺っているところでございます。

この団体の詳細につきましては、26年4月に設立をしたという状況でございます。

○樋口委員 基本的に何をしようとしている団体ですか。このイベントが何をしようとしているのか、見えないのですが。

○庶務課長 おもてなしの心で日本の伝統や文化などを幅広く世界に発信していこうというコンセプトの中で、題材として区内の宮本卯之助商店のお神輿や和太鼓の製作などをテーマとして選んできたということでございまして、広く日本の伝統文化等を世界に発信していく、そのプロセスの中で、中学生がいろいろな交流や体験をすることで、おもてなしの心や世界に羽ばたいていける知識やコミュニケーション能力等をつけていってもらうという趣旨と認識してございます。

○樋口委員 資料4枚目の裏に書いている話は、中学生の募集ですよ。これはプロモーションビデオを英語でつくるので、ここに中学生が参加すると英語の能力が上がりますよという話ですよ。これは事業の一つですよ。

そうすると、この二日間では、入場者60名を予定して、事業参加者10名で、これは何をされるのですか。この日には講師を頼んで、日本の伝統工芸品の作成などを英語でやるのですか、この辺りがよくわからないところです。何か事業をやることには間違いはないのですが、この二日で何かをすることに関して後援名義使用を申請されているわけです。このところが何をするのが見えないのですが。

○庶務課長 講師につきましては、宮本卯之助商店のお神輿や和太鼓をつくる職人さんが講師になって、中学生たちに作業プロセスを紹介したり、実際に中学生たちに作業を体験してもらう、またその様子を撮影をして英語でキャプション、アナウンスをつけて、Youtubeで発信していくという、そういう内容と聞いてございます。

○末廣委員 このイベントを宮本卯之助商店で行うということで、後援名義の使用申請をしてきたということですか。

○庶務課長 そういう点もございまして、幅広く中学生の世界へ向けての情報発信などに

も役立つということで、後援名義使用の申請があったものでございます。

○末廣委員 他区には、同様の申請をしているのでしょうか。

○庶務課長 代表者の方が中央区のご出身ということで、中央区の中学校長会にこの活動内容のプレゼンテーションをしているということもございまして、中央区にも後援名義の使用申請をこの事業に関しては出していると聞いてございます。

○垣内委員 樋口委員のご指摘に関連して、イベントは二日間あって、一日目は、宮本卯之助商店に行ってヒアリングをするとありました。二日目はビデオづくりをして、Youtubeで発信して、さらにそれに反応する外国人の方に、またレスポンスをするというところまでやるという理解でよろしいでしょうか。

2点目は、こども国連環境会議推進協会、それから日本伝統食文化協会について、宮本卯之助商店さんとどう関わるのか、それぞれの団体がアドバイザーとしてついている意味や、この団体自身の性格づけなどを教えていただきたい。

3点目は、Tokyo・技・ステーションは、NPOではない任意団体ということでしょうか。趣旨は非常に賛同できる面はありますが、ロジスティクスがいま一つクリアではないというのが懸念材料かなという感じがしました。

○庶務課長 まず、1点目の日程とプログラムにつきましては、二日間ございまして、それぞれで各30名を募集いたしまして、内容は両日同じということで聞いてございます。

○垣内委員 シューティングして、編集してということですか。

○庶務課長 実際の撮影や英語のコメンタリーなどは後の編集ということにはなってくるとは思いますけれども。

○垣内委員 最後まで行うのではないのですか。外国の方と実際に交流を行うということですから、話を聞く、シューティングをする、ブッキングする、発信する、それでレスポンスする、それらを1日でやる。

○庶務課長 この四つの内容を1日の中で行い、各回30名という、そのようなプログラムと聞いてございます。

また、団体についてでございますが、このこども国連環境会議推進協会と、日本の伝統食文化協会に、この学生たちがこれらの団体の活動に参画をしてきていて、自分たちの発案によるプログラムとして、こういったものを考え、それに対する支援、アドバイザーとして、これらの団体が支援をしていくということでございます。

それから、3点目のロジスティックが明確でないというご指摘について、今後、例えばこれをどういう形で発展させていくのか、この団体そのものが個人の集まりということもございまして、やはり、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、台東区としてもさまざまな点でおもてなしや、外国に向けての情報発信には、区を挙げて力を入れていることでもございまして、こういった中学生の取り組みが世界に向けて発信されていくということについては、非常に意義のあることだろうということで、今回、教育委員会の協議にかけさせていただいたという次第でございます。

○樋口委員 予算の支出を見ると、とても作業をするとは思えなくて、講師謝礼と見学先の企業の謝礼ですね。会場費が1日1万円。あとはチラシ作成代とチラシ輸送費。チラシをなぜ5,000枚も、わずか30人掛ける2日間のところに5,000枚もつくるのかがよくわからない。それ以外は、ほとんどサポーターで、この5人というのは、団体名簿に書いてある5人だと思いますが、一日1,000円の単価でこの事業に協力する。あとはもう、いわゆる簡単な文具費で、トータルで22万6,000円となっています。そうすると、ここで書いてある、例えば、プロモーションビデオをつくるなどの費用が何も計上されていないというのはいかがなものでしょうか。この支出明細からはイベントの中身が見えないですね。その辺りは大丈夫ですか。

○庶務課長 今回の事業のコンセプトや趣旨が、台東区のおもてなしの精神に沿っているということで、協議を挙げさせていただいたというところでございます。

○垣内委員 趣旨は私も大賛成です。若い人たちがいろいろな工夫をして発信していく、本当にいいことだと思います。しかも宮本卯之助商店さんを取り上げている。なかなかお神輿に目を向ける若い人は、そう多くはないですし、でも、外国の方は非常に知りたがっているということで、とてもいいコンセプトで、目のつけどころもいいんですけども、今、樋口委員のご指摘のように、私もビデオをつくったことがありますけれど、非常に大変ですよ。30分のビデオをつくるのに、家族総出でシューティング、それからナレーション。ナレーションも素人さんが行くと結構難しかったりするのでですけど、これはおそらく、Youtubeですから、スマートフォンで撮って、そのまま動画に載せるようなイメージとは思いますが、それではクオリティが心配です。あまりチープな印象の情報を発信するのはいかがかというのがあります。趣旨は賛同しますし、後援名義を出されるのはいいのかなとは思いますが、もう少しきちんとした情報が、きちんとした形で発信されるように、実施体制ややり方もちょっと。

中学生を集めるということは、中学生が何かを考えて、実際に動くというところまで二日で持ってくるのは難しいと思いますね。大学のゼミの学生にやらせても、相当準備をかけて、ようやくできる状況ですから、それを最初の自己紹介から始めて、1日でというと、すごいなといいますか、大丈夫かなという感じがしてしまふところがあります。

○庶務課長 ただいま各委員の皆様方からいただいたご指摘やご意見をこの団体の代表者へフィードバックをさせていただきまして、課題を実際の実施の中できちっとクリアして、良質な情報発信をしてもらうようにと、そういう要請をこの団体に、私のほうからさせていただくということで、後援のご了解をいただければと存じますので、よろしくお願いをいたします。

○高森委員長 Youtubeで、中学生の顔などが世界に発信されることに関しての問題はないでしょうか。

○庶務課長 その辺りのところは未確認でございますので、代表者に問題がないように取り扱うよう要請をいたします。

○高森委員長 お願いします。

○樋口委員 中学生から参加費を徴収するわけですから、その事業に対して、我々が後援するということは、その参加費徴収に関しても、台東区教育委員会は、承認したというものとなります。しっかりした事業の内容を確認した上でお願いします。

○庶務課長 はい。その辺りはしっかりと申し入れをいたします。

○高森委員長 ほかにございますか。

(なし)

○高森委員長 それでは、庶務課のアにつきましては、協議どおり承認したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 庶務課(事務局副参事) イ

○高森委員長 次に、庶務課(事務局副参事)のイを議題といたします。事務局副参事、説明をお願いいたします。

○事務局副参事 では、資料2に基づき、保育短時間認定に係る保育料及び延長保育料についてご説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度では、保育園等に入園するために保育の必要性の認定を行っていただきます。認定では、保育必要量として利用可能時間の最大の枠を設定いたします。この枠は、主にフルタイムの就労を想定した保育標準時間と、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間の2区分でございます。

区では、新たに設けられる認定区分に対応するために、保育短時間認定に係る時間帯や、保育料等の設定を検討してまいりました。本日は、その内容をご説明いたします。

それでは、項番1、保育必要量に応じた保育時間等の設定についてでございます。今回、新たに設定いたしますのは、この2区分に従って設定する保育時間と、保育料の欄に記載した事項でございます。

保育標準時間は、現在の保育園で設定している内容でございます。これに加えて、保育短時間の項目を設定していくことになります。

内容でございます。項番2をご覧ください。保育短時間認定に係る保育時間の設定についてでございます。国では、保育短時間の認定の保育時間につきましては、施設ごとに11時間の開所時間の中で、任意の8時間の時間帯を設定することとしております。

また、勤務の都合などにより、この保育短時間認定の保育時間を超えて施設を利用する場合については、延長保育として取り扱うこととしております。

こうした国の考えに基づき、区立施設においての時間帯を設定してまいります。

(1)区が定める対象施設でございます。区立保育園、保育室を含んでまいります、それと、区立認定こども園の施設でございます。なお、私立の保育所や地域型保育事業について

ては、各施設が設定してまいります。

時間でございます。(2)でございます。統一で9時から17時までといたします。

その理由でございます。(3)でございます。現在の施設の利用状況から、最も利用の多い時間帯で設定をさせていただきます。

では、裏面をご覧ください。項番3、保育短時間認定に係る保育料及び延長保育料の設定についてでございます。子ども・子育て支援法に基づき、区が保育短時間保育料を定めるほか、開所時間内で生じます延長保育料を設定いたします。

(1)各保育料の考え方でございます。保育短時間保育料につきましては、区内保育所の規模で、施設運営に必要な費用として国が定めます公定価格における保育標準時間と、保育短時間の子ども一人当たりの単価の差、こちらが約90%で、10%の差がございます。こちらを基準といたします。保育短時間保育料を保育標準時間保育料の90%の額といたしたいと考えてございます。

また、開所時間内における延長保育料につきましては、下の表の「案に基づく保育料と延長保育料の関係」の表にございますとおり、8時間以下の利用時間では、②のものと③の矢印のずれがございます。こういったずれで、一方の時間帯だけが延長保育を利用するという状態になりますので、保育標準時間保育料と保育短時間保育料との差の2分の1として、保育標準時間保育料の5%を延長保育料としたいと考えてございます。

この考え方により、11時間の開所時間帯で8時間以下の保育を利用される方につきましては、施設が定めた短時間保育時間内の利用であれば、保育標準時間に比べて料金的に10%低額となり、施設が定めた時間からずれた利用であっても、延長料金を加算しても、なお5%の低額となる予定でございます。いずれの場合も、短時間保育のメリットが生じることになりますので、国の設定しているものに近い設定になるかと考えてございます。

次に、(2)でございます。開所時間を超えて保育を利用した場合の延長保育料の設定につきましては、その算出方法を保育標準時間保育料の改定における考え方と同様として、最高階層を増額率1.3倍として、低階層に向かって軽減した増加率で現行の延長保育料に乗じて算出したいと考えてございます。

項番4番、条例改正までの日程(案)でございます。項番2、項番3の内容につきまして、ご覧のような日程で進めてまいりたいと考えてございます。保育料につきましては、条例に規定いたしますので、該当する条例につきましては、次回の本委員会に議案として意見聴取が付議される予定でございます。

報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 3の(1)の保育標準時間保育料の90%というのは、90%の料金を課すということですか。

○事務局副参事 前回の教育委員会でご審議、ご決定いただきました保育料が標準保育料の料金でございましたので、これの9掛けを短時間保育料として設定したいというもので

ございます。

○樋口委員 開所時間内の延長保育料が、標準時間の保育料の5%というのは、この根拠は何ですか。

○事務局副参事 裏面の表がございますが、7時15分から18時15分までが保育標準時間になってございます。公定価格の差から求めますと、9時から5時までの料金は、この90%の料金になりますので、両方はみ出したところを足すと10%という形になります。ちょうど、どちらかの延長料金を使うことになりますので、5%ずつ、2分の1に分けたというような形になってございます。

○高森委員長 そうしますと、例えば、7時15分から17時まで利用する方は何%でしょうか。

○事務局副参事 今回の保育料金は、8時間以下の保育を利用される方ということになりますので、例えば、標準時間が1万円の保育料の方でしたら、9,000円と500円を足していただいた9,500円をお支払いいただく形になります。

○末廣委員 開所時間を超えた場合、おおよそどのぐらいになるのでしょうか。

○事務局副参事 実は、現在の延長保育料は、標準保育時間の保育料の10%を延長保育料としております。よって、計算をいたしますと、1万円の方では、その10%の1,000円が、18時15分から19時15分の料金になってくるかというふうに考えてございます。ただ、所得の高い方にはやはり少し多く設定していただくということになりまして、そこが1.3倍という形になってまいります。

○垣内委員 1ページ目の2の(3)で、「最も利用の多い時間帯」というのが9時から17時だと思いますが、最近は働き方も多様になってきて、利用が多いという場合は、9割以上がそうだとしたことなのか、あるいは半分以上がそうだとしたことなのか、そのあたりの予測はいかがなものでしょうか。

○事務局副参事 現在の区立保育所の利用実態を調査しましたところ、8時間以下の保育利用者は、全体で150人ほどいらっしゃいます。この150人の方の実際に通っていらっしゃる時間帯を見たところ、ほぼ9時から5時に当てはまっており、この時間をはみ出る方が、40人弱いらっしゃいました。よって、全体の保育の率からしますと、ここに該当される方が約16%、なおかつその中のさらに30人、40人弱の方が、料金の適用を、延長を使っている方と考えてございます。

○和田教育長 この短時間の保育制度を利用して、事実上11時間の保育を受けるということは可能ですか。

○事務局副参事 今回の制度では、短時間認定を受けた方が11時間保育を利用することは想定されておりません。よって、8時間で保育が終了すると考えてございます。ただ、その方の勤務時間のご都合、あるいは実際の勤務時間から保育園までの送り迎えのお時間といったところで、トータルして8時間を超えられる方につきましては、標準保育認定を受けていただきまして、11時間のご利用をしていただくことと考えてございます。

- 高森委員長 この短時間の8時間の保育とは別に、標準保育認定はあるわけですね、
- 事務局副参事 保育の必要性の認定をする際に、実際の利用状況等を確認いたしまして、短いほうか長いほうかといったところで認定をさせていただくことになります。
- 和田教育長 見方によっては、その日その日で料金を払えば延長していただけるのですねと、そういう理解にもなりかねないと思いますけれども、それについてはどういった説明をお考えですか。
- 事務局副参事 現在、台東区では延長保育をお使いになる方については、月決めでご利用いただくということで、皆様の勤務実態等の証明のできるものを提出していただいた上での変更とさせていただいております。来年度につきましても、そういった形で対応させていただきたいと考えてございます。
- 高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

- 高森委員長 それでは、庶務課（事務局副参事）のイについては、協議どおり決定したいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 児童保育課 ウ

- 高森委員長 次に、協議事項、児童保育課のウについて、児童保育課長、説明をお願いします。
- 児童保育課長 それでは、資料3でございます。浅草こどもクラブ等についてご説明をさせていただきます。

まず、項番1、浅草こどもクラブについてでございます。(1)現況と課題でございます。浅草こどもクラブは、浅草小学校の近く、花川戸にあり、現在、浅草小学校の児童が29名、富士小学校の児童が19名在籍しておりますが、浅草こどもクラブの建物については老朽化が非常に著しく、耐震改修も難しい状況でございます。

このため、児童の安全確保の観点から、クラブの移転について早急に対応する必要があるだろうということになってきております。これまでも、移転先については近隣の区有施設や民間物件での検討をしておりましたが、なかなか適した物件が見つからないという状況でございました。

そこで今後の対応でございますが、浅草こどもクラブについては、浅草小学校内へ移転という方向で、学校、PTA、町会等の学校関係者との調整を現在行っており、早期に移転する方向で検討を進めていきたいと考えているところでございます。

項番2、子ども・子育て支援事業計画（案）に基づく対応についてでございますが、こどもクラブの対応につきましては、現在検討中の子ども・子育て支援事業計画の中で、こどもクラブは低学年児童と障害児の希望者の全員を受け入れる体制を整備していくという

ことを目指して検討を進めております。

今後の需要予測でございますが、未就学児人口や保育所入所者の状況から、こどもクラブの利用動向としては、富士小学校、根岸小学校、石浜小学校、蔵前小学校、台東育英小学校の各小学校で待機児童が出るだろうという予測が現在されております。

富士小学校区の状況でございますが、今後、待機が予想されており、富士小学校内に設置している富士こどもクラブについては、定員いっぱいの状況が続いているということで、同学校内には余裕教室もない状況でございます。それから、富士こどもクラブを待機になった児童の多くが、浅草こどもクラブに入会しており、浅草こどもクラブの検討の状況によっては、富士小学校も早期に対応する必要が出てまいります。

(4)の今後の対応でございますが、特に富士小学校については、こちらの小学校の学区にございます今戸児童館内にこどもクラブを整備することについて、当初、待機が予想されている5校区の中でも先行して検討を進めたいということで、今回ご報告するものでございます。

また、この浅草こどもクラブは耐震上の問題から今回、対応を進めたいということでご報告させていただきましたが、その他の保育関係施設につきまして簡単にご報告をさせていただきます。

区立の保育園では、玉姫保育園、待乳保育園が耐震の対応ができておりませんが、玉姫保育園につきましては、清川二丁目アパートの耐震改修工事が平成28年度から予定されておりますので、これにあわせて玉姫保育園についても改修するというので、現在、検討を進めております。待乳保育園につきましては今戸住宅との合築でございますが、現在、その耐震改修に向けた検討を進めている状況でございます。

私立の保育園では、康保会と立華学苑の両園につきましては、現在、対応について検討しているという状況でございます。

それから、共生保育園につきましては、昨年度、耐震改修が完了してはいますが、本年度、内装等の改修工事を予定しております。現在、準備を進めているところでございますが、当初は、子どもの居ながら工事を想定していましたが、やはり、子どもたちの安全等を考え、石浜小学校内に仮移転することで、現在、検討を進めているという状況でございます。以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 現況と課題のウのところ「近隣に適切な物件が見つからなかった」ということですが、いつごろから探しているのでしょうか。また、一見、場所はあるのではないかと思われがちですが、その辺りの事情はいかがでしょうか。

○児童保育課長 浅草クラブの検討については、耐震上の課題があるという認識はありましたので、近隣物件については、少なくとも一、二年間は探していたと考えております。

最近では近隣に東京メトロがビルを持っておりますので、そういったところも当たらせていただいたのですが、やはりこどもクラブとなりますと、事務所扱いではありますが、

安全を考えると二方向避難や、ある程度の大きさ、その辺りがなかなか合致するところが見当たらなかったというところがございます。

○庶務課長 補足でございます。私が前任の児童保育課長でございましたので、物件探しの経緯をご説明させていただきます。

平成23年度からこの問題は生じておりましたので、近隣の民間物件について、不動産屋さん等にずっと当たっておりましたが、こどもクラブが50人定員で、少なくとも、子ども1人について最低でも2平米くらいは必要だということで、100平米以上の物件を探して続けてきたところがございます。ただし、こどもクラブが入るということになると、その建物全体が児童福祉施設という扱いを受け、消防設備や避難経路など、そういったものをその建物全体で変えなくてはいけない、いわゆる用途変更と言われているようなものを建物全体にかけなくてはならず、広さは適する物件があったのですが、そういった事情でオーナーさんのほうから、ちょっとお貸しするのは難しいということがございました。

そのうちに、スカイツリーもできて、スカイツリー効果で賃借料もかなり上がってきたというような諸般の事情もあり、こどもクラブに適した物件をずっと探し続けてはきたのですが、適当なものが見つからないまま現在に至ったという状況でございます。

○和田教育長 項番2の(2)、今後の需要予測として、富士、根岸、石浜、蔵前、台東育英で今後も待機児童が発生するとありますけれども、こちらのほうも整備をしていこうという理解でよろしいでしょうか。

○児童保育課長 子ども・子育て支援事業計画の中では、この5カ所について必ずつくるという方針としては打ち出しておりません。ただし、幾つかの対応を検討しております。一つは、蔵前小学校については改築計画の中で、こどもクラブを併設するような方向で検討しており、石浜小学校についても、空き教室がありますので、橋場こどもクラブとの統合、全児童対策との検討の整合等を図りながら検討していくということ。富士小学校については今回の対応。根岸小学校についても、整備するかどうかについては、需要動向等を見て最終的には決めていきたい、そのような考えでございます。

○和田教育長 今、浅草のクラブに在籍する富士小学校の児童は、今戸児童館内ということですが、富士小学校から今戸児童館までの徒歩での距離は、どのくらいになる見込みですか。

○児童保育課長 富士小学校から今戸児童館までの距離は、道のりで約800メートル。ちなみに富士小学校から今のところに行くには約500メートルということがございます。

○末廣委員 浅草こどもクラブを浅草小学校内に移転するという話は、実現の方向で進んでいるのですか。

○児童保育課長 校長、PTA会長、PTAの顧問の方などには、事前のお話ということで、お話をさせていただいて、ご了解をいただいている状況でございます。

○垣内委員 早期移転ということですが、確かに老朽化した施設で、非常に喫緊の課題かと思いますが、時期はいつごろですか。

- 児童保育課長 来年4月1日に開設させたいとは考えてございます。
- 高森委員長 浅草こどもクラブの建物自体は、今後どうなるのでしょうか。
- 児童保育課長 今後お示しする計画の中にも載せてまいります、基本的には解体というところで検討しているところでございます。
- 高森委員長 更地にしてしまうということですか。
- 児童保育課長 はい。
- 高森委員長 その後の利用の予定はあるのですか。
- 児童保育課長 まだ決まってはおりません。
- 和田教育長 富士小学校のこどもクラブに在籍している子どもたちは、場合によっては、途中で今戸児童館に移るといったようなことがありえるということですか。
- 児童保育課長 来年度の入会手続を進める中で、当然、低学年を優先して入れてまいりますので、例えば、利用の頻度が低いお子さんや高学年のお子さんについては、場所によっては今戸に行っていただく可能性はございます。
- 和田教育長 教育委員会として気になることは、富士小学校から今戸児童館までの道のりで、新しいクラブに行くまでに大きな通りを2本渡らなくてはなりません。安全確保については、何か考えていますか。
- 児童保育課長 今後、学校から今戸の児童館までの道のり等につきましては、安全等の確認をしていければと考えているところでございます。
- 高森委員長 ほかにございませんか。
- (なし)
- 高森委員長 それでは、児童保育課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 生涯学習課 エ

- 高森委員長 次に、生涯学習課のエについて、生涯学習課長、説明をお願いいたします。
- 生涯学習課長 それでは、一般社団法人DAC未来サポート文化事業団が実施いたします、「家族遊びクラブ、家族でクリスマスリースを創ろう」に対する教育委員会の後援名義の使用承認申請につきまして、ご説明をいたします。資料の4をご覧ください。

一般社団法人DAC未来サポート文化事業団は、これまでも各種の学習事業を開催し、教育委員会の後援を受けて実施したのもございます。

この度の事業は、11月30日の日曜日に、家族で一緒にクリスマスリースづくりを行い、家族のきずな創出の機会の提供を企画するものでございます。区民の生涯学習の振興に寄与するという観点から、本件後援につきまして、よろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 一般社団法人DAC未来サポート文化事業団の所在地は、台東区役所のすぐ近くなのですが、団体についての情報は何かありますか。

○生涯学習課長 DACグループの中で、2013年6月7日に一般社団法人として設立をされたものでございます。これまでも平成25年5月から6月30日まで、また第2回といたしまして、平成26年6月20日から8月30日まで、「親子の日絆（KIZUNA）」のコンクールを区内の小学校19校を対象に実施しているところで、青少年に対する地域貢献活動を進めていきたいというお考えの社団法人でございます。活動の一環として、「家族あそびクラブ」を展開したいということで、この度、教育委員会の後援名義使用申請があったものです。

○和田教育長 これまでの台東区との関わりはどのようなものがありますか。

○生涯学習課長 先ほどご説明をいたしました「親子の日絆（KIZUNA）」コンクールなどです。このほか、台東区婦人団体協議会という団体がございますが、そちらの「家庭文化婦人の集い」でも、この団体の代表の石川代表が来てくださいます。生涯を生き生きと生きるための講演などもしてくださっているところでございます。

○高森委員長 ほかにございますか。

(なし)

○高森委員長 それでは、生涯学習課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(5) 青少年・スポーツ課 オ

○高森委員長 次に、青少年・スポーツ課のオについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前使用承認について、ご説明申し上げます。資料5をご覧ください。

まず、柳北スポーツプラザにつきまして、保健サービス課より、地域の中高年の方々に体操による体づくりの促進のための「若返り体操広場」の会場として、アリーナの事前使用申請がございました。

また、児童保育課より、浅草橋こどもクラブ父母会共催クリスマスイベントの会場として、アリーナの事前使用申請がございました。

続きまして、台東リバーサイドスポーツセンターにつきまして、台東区体育協会より、ジュニア育成地域推進事業「ジュニア期のトレーニングとケガの予防・対処法」の会場として第2競技場の事前使用承認申請がございました。

また、保健サービス課より、高齢者の転倒予防のための「ころばぬ先の健康体操教室」の会場として、第1競技場の事前使用承認申請がございました。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、青少年・スポーツ課のオについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○高森委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いします。

初めに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 まず、アの平成26年第3回区議会定例会一般質問について、ご説明させていただきます。資料6をご覧ください。

9月22日に一般質問がございました。教育委員会の関係では、6人の議員の方から11件のご質問がございました。そのうちの幾つかをご紹介します。

資料3ページをご覧ください。望月議員からICT教育についての質問がございました。ICT教育、大変効果があると認識しているが、平成27年度のICT教育の推進について、どのように発展させていくのかというご質問でございました。

それに対して、現在、ICT機器を活用した事業を実践して、事業の質を高めるために、どのような場面で活用することが効果的か研究を進めているところであり、今後も全ての教員が有効にICT機器を活用して、質の高い教育を実現できるような教育環境の充実を目指していくというご答弁をさせていただきます。

資料の6ページをご覧ください。小坂議員からは、次年度に施行される地方教育行政法の改正に当たり、本区の現況はということで、来年4月から教育委員会制度が改正されることになっているが、本区での施行に向けての準備の状況や、この法改正に鑑みて、今後、本区が目指す教育の方向性について伺うというご質問がございました。

これに対するご答弁としては、来年の施行に向けて国や東京都とも情報交換をしながら、円滑な運営に必要な環境を遅滞なく整えてまいりますという答弁をさせていただきます。

それから、施行後の教育の方向性については、教育目標の実現に向けて教育委員会に求められる教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しながら、教育環境や生涯学習の推進に鋭意取り組んで、本区の教育行政のさらなる推進に努めていくというご答弁をさせていただきます。

8ページをご覧ください。富永議員からは、2020年の東京オリンピック・パラリンピック

ク開催に向けてのボランティア教育についてご質問をいただいております。小中学生が将来ボランティアに参加して、おもてなしを行うためのボランティア教育が必要と考えるがいかがかというご質問でございます。

これに対するご答弁として、台東区の子どもたちにボランティア教育を充実させていくことは、大変重要であると認識しており、台東区オリンピック・パラリンピック教育プランにおいても、おもてなしの精神を柱としたボランティア教育を位置づけている。それから、オリンピック教育の推進校におけるボランティアの理念や役割を学ぶといった実践モデルも活用しながら、指導のさらなる充実を図っていく、台東区の子どもたちが、将来、日本のよさを世界に伝えられる主人公として活躍できるよう指導の充実を図っていく、という答弁をしたところでございます。

次に、後援名義の使用についてでございます。資料7をご覧ください。

これは継続の扱いのものでございます。庶務課取扱分が、台東区芸術文化財団が主催する事業をはじめ3件でございます。生涯学習課取扱分が、台東区能楽連盟の事業が1件、青少年・スポーツ課取扱分が東京都主催の東京スポーツタウン2014の1件でございます。

以上、3課5件分の継続の後援名義使用申請でございます。よろしく願いをいたします。説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 ICT教育については韓国のほうがはるかに進んでいて、ほとんどの教室にシステムが入っているとのことですが、なかなか学力が向上・改善しないという問題が起こっているようです。なぜかという、画面を見るだけで、手を動かさなければノートも書かないということに関係しているようです。やはり黒板を使って、子どもたちにノートに文字を書かせることが、授業を理解させるのに重要だということです。私も大学で使っておりますが、手を動かさないで、ノートも使わないで、最後は携帯電話でみんな撮って、それで終わりです。大学生は画面で撮って試験時の勉強に使うのですが、中学生、小学生は携帯で撮るわけにはいかないのです、その時に画面を消されてしまうと全て忘れてしまうのです。結果、ただ授業に参加しただけという状態です。

先日、韓国の教育レポートを読んで、そう簡単にICT教育が学力向上につながることはないというのが、今、韓国の義務教育界でのかなりの大きな意見になっているようです。

ICT先進国である韓国及びフィンランドの状況を見て、どのような形で使うとうまくいって、どうすると失敗しているのかという情報蓄積をしたほうがよろしいかと思えます。

大学の世界では、学会発表の30分の中で、自分の成果を画面に出して説明して、あとはそちらが理解してくださいという場合はいいのですが、これを双方向でやろうとすると、聞いているほうはほとんど頭を使わないで終わりということが多いです。

ICTを有効に使える場合として、我々が見ることができない宇宙の世界や地球の裏側、珍しい動物など、なかなか絵に描くわけにはいかないのですということがあります。

ぜひICT先進国の情報蓄積をしてください。よろしくお願いいたします。

○**教育改革担当課長** 現在の台東区のICT教育では、今年度から普通教室には電子黒板と実物投影機が入っており、2学期からは普通教室にタブレット型のパソコンを1台ずつ、教師が主に使って、児童・生徒も活用するという形で設置しています。これまでは職員室からパソコンを持って行って繋いでいたため、かなり手間がかかるやり方でしたが、2学期からはタブレット型のパソコンが常置型になっておりますので、いろいろな授業の場面を見てもかなり活用はされているように思います。

また、小学校と中学校には社会と理科のデジタル教科書を導入していて、その活用についても、常に活用するというわけではなく、まとめの部分、あるいは導入の部分での活用となっています。現時点では、電子黒板なり黒板を用い、教師のほうをきちんと見て、ノートの取り方などもうまく織り交ぜながら、ICT機器をうまく活用して、ゆくゆくは学力の向上に資するよう、児童・生徒の興味・関心を高めつつ、デジタル教科書等を使いながらということ、いろいろと実践をしております。

隣の荒川区では児童・生徒1台のタブレット型パソコンの設置をやっていますが、実証的などころも勘案しながら、台東区でもうまく進められるように取り組んでまいりたいと考えています。

○**樋口委員** ほとんどの私立は動きがないですよ。電子教科書を使わず従来型の黒板を使っています。これは電子教科書の実験をすることになりますね。これは慎重にしないと、やり直しがききませんので。

先ほど申し上げたのは、韓国で既に行われていて、教師が困ったと言っているわけです。使い方をうまくすることが大原則だと思います。全部やっていいという話にはならないでしょう。今現在、いい成果が得られたという実験結果は誰も出していません。

繰り返しですが、ICT教育の先進国の負の部分はなくしていかなくてはいけないので、それを学校現場にきちんと伝えておくことが重要です。文字を画面に映して、ずっと先生がこれをみんなと一緒に読んで、さあ、終わりましたと画面を全部消して、手元に画面は残らないわけです。反復する余裕もないわけです。そうすると家庭にも電子機器がなければ、あとは一切復習も何もしないわけです。授業をやりましたという事実だけで反復の機会も何もないという、そこが一番大きな問題です。

○**末廣委員** ノートがないということですね。

○**樋口委員** ノートがないし、電子ですので教科書もない。

○**末廣委員** 教科書もないわけですか。

○**樋口委員** そうすると、各自がタブレットを持っていないと反復学習ができない。そもそも電子教科書とはそういうもので、教科書を持ち歩かなくてもいいというものですから。そうすると大変な家庭の負担と、それも小さい画面で、教科書をタブレットで読むとなると、線も引けないわけですね。教育の最終的な効果はどうかというのは、プラスに出ればいいですが、マイナスに出た場合には取り返しがつきませんので、ぜひとも慎重にお願い

したいと思います。

○**教育改革担当課長** ご指摘も踏まえながら、先ほど申し上げたことですが、デジタル教科書については、社会と理科で、各校で導入して行って、学校としては、例えば理科の宇宙の仕組みや見えないもの、実体験ができないようなものを疑似体験できる。また、体内のことや植物の顕微鏡でないと見られないようなものが、本当に大きな画面で電子黒板に映って動画で見られるなど。社会科では歴史になりますけれども、戦国時代にどのような陣を敷いて、どのような戦いがあったかなど、興味・関心を引く、まずはそのスタート、あるいは単元、あるいは一単位時間のまとめというところで使っていく。本当にそればかりになってしまって、ノートをとらない、教師も発問をしない、そうなっては本末転倒になってしまいますので、それは教師の指導法の一つとしてもノート指導があり、板書法があり、発問があるというようなところがありますので、そんなところも複数の面で教育の授業力をアップするとともに、児童・生徒の学力に資するような、そんなICT教育を推進できるように努めてまいりたいと考えております。

○**高森委員長** 私も大学でICT教材を使い始めたのですが、それは使いどころがあって、先生方もそれに全て頼っていないと思います。韓国の場合はどうしてそうなってしまったかは調べてみないとわからないですが、やはり、サブ教材として活用するのであれば、私はどんどん活用してほしいと思います。

私も大学の授業で動画を見せたり、いろいろな画像を見せたりしますが、真剣に勉強する気持ちのある学生は、きちんとメモをとります。やはり使い方で、道具に使われるのではなく道具を使いこなすというのが大切なのかなという気がします。指導課で適切な指導をしていただきながら、先生方が能力を開発していただければ、有効に活用されるのではないかと思います。

ほかにございませんか。

(なし)

○**高森委員長** それでは、次に報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○**高森委員長** それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

(2) 指導課 ウ

○**高森委員長** 次に、指導課のウについて、指導課長、報告をお願いします。

○**指導課長** それでは、ウの各学校における平成26年度台東区授業改善推進プランの公表について、報告をさせていただきます。

この授業改善推進プランの作成の目的や公表の方法等につきましては、資料8をご覧ください。ただければと存じます。

各校が掲載しております数値データにつきましては、全体の平均正答率は個人が特定さ

れるおそれがない旨を既に事務局のほうで確認をいたしております。各学校の内容についてのご説明は省略させていただければと存じますが、全体の傾向ということでご説明させていただきます。

まずプランのつくりについてでございますが、区教育委員会が例として示しました様式に沿って作成した学校は小学校10校、中学校4校と、約半数でございますが、そのほかの学校につきましては学校独自の様式により作成され、工夫されているところでございます。内容についてでございますが、保護者、地域の方々も含め、区民の方々の誰が読んでもわかりやすく、具体性、実効性があるという点では、学校によっては温度差があるのかなと思っております。

工夫についてでございますが、結果の分析のところでは、数値データを表に示すとともにグラフ等も使って示している学校が小学校では10校程度、中学校では1校という状況でございます。また、ある学校では、課題と改善策について、現状や改善策を書くだけでなく、今後どうしていくのかという、年度末にまた振り返ってみて、年度末どうだったかというようなことが書き込めるような枠を設けて、年間を通じて最後まで説明を果たしているという工夫をされている学校もございます。

また、表記のわかりやすさという点でございますけれども、改善策につきましては具体的に思われるところも幾つか出ておまして、単元の最後に確認テストを行い、正答率が80%を越えるよう目指すということで数値目標を立てている学校や、放課後学習の回数を50回以上、自主学習の実施回数を100回以上とするなどもございます。意見文を書く学習では、読む段階で段落の役割を意識させ、最終的には学年の最後には50分で600字程度の意見文が書けるようにするなど、かなり具体的な目標を掲げているところも見られます。

反対に、専門的な言葉で内容が伝わらない、イメージが付きにくいという表現も中にはございました。例えば、理解が不十分な児童に対しては個別指導を行っていくというところで、個別指導で何をするのか、個別指導といっても、指導形態なのか、教材を工夫するのかといったところまで踏み込んでいくようにといった指導もしてございます。

また、基礎基本の定着に重点を置きながら、基礎基本を活用するような問題を多く取り入れるという、基礎基本を活用するような問題とは具体的にどういうことを考えているのか、では今までつくってきた教材と何が違うのか、問題集やノートの状況を把握し、必要に応じて指導を行っていくなど、そういったところをやはり、私ども各担当の指導主事が学校のほうに連絡をして聞き取りながら修正をしてきたということもございます。

このように、より具体性、実効性のある内容になっていくものをつくっていくということは今後も課題であると考えてございます。

改めて申し上げますと、この授業改善推進プランはつくるのが目的ではございません。これから何をしていくのかということが重要でございます。示された検証方法で実際に行われていくのか、その結果もどうなっていくのか。今まで以上の成果を出せるようになっていたのかどうかということは、今後とも指導課訪問等の機会を通して各学校の状況に応

じて確認や指導を今後もしてまいりたいと考えてございます。

なお、本日のご報告後、週が明けました14日以降に各学校のホームページにアップする旨の指示をしていく予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 例えば、算数、国語、社会、理科、それぞれの科目の平均点、その学校、学年の平均点として、掲載しているところはありますか。

○指導課長 教科ごとの全体の平均点も含めて、全体の傾向が示されているデータはございません。

○和田教育長 それぞれの学校の分析の中で、全体的に共通していると思う項目があれば教えていただけますか。共通している課題、特に台東区の子どもたちの中で、どこの学校も見られる課題というのはありましたでしょうか。

○指導課長 共通してどこの学校でも出ているものはございませんが、多くの学校でということだと、今回は二極化といいますか、少し習得の状況についてばらつきが見られ、その方策について指導形態などを工夫して、あるいは複数指導体制をとるなどして対応しているところが、今まで以上に見られているところでございます。

○樋口委員 あらかじめいただいたこのプランに目を通しましたが、かなりの小学校でローマ字の識別が劣っているというところがありました。国語以外でローマ字の学習を行っていますけれども、将来の外国語の習得につながっていきますので、小学校3年生ぐらいからABCをやっていくのがもしかたらいいかもかもしれません。できたら小学校3年ぐらいで自分の名前はアルファベットで書けるようにしたら、よりアルファベットに親しくなるかもしれません。今、上野小学校は改善策を提案しています。浅草小学校もそうでした。私は全体的によくポイントを押さえられていますので、それぞれの学校において方針はこれで良いと思いました。

問題は、今、指導課長が言われたように二極化、三極化の国語の問題があります。それは各現場で教師が児童・生徒の顔を見て、興味を持つようにうまくモチベーションを引き出す、やる気をどうやって引き出すかということが次の課題だろうと思います。とりあえずはそれぞれの学校で補足してやっていただけないかと思います。これだけまとめていけば、各教員はわかるのではないかと期待をします。

○高森委員長 小学校と中学校、それぞれ拝見しまして、先ほど指導課長からもご説明がありましたように、フォーマットに則って作成されているものとそうでないものがありますが、やはりフォーマットに則って作成されているほうは見やすかったという気がしました。

特に工夫をされていてすばらしかったと思ったのは忍岡小学校などの例で、レーダーチャートを使っている点です。これは一目瞭然で、見る者がわかりやすいと思います。そういった工夫は、今後のスタンダードにするなどご検討いただければと思います。

気になったのが、根岸小学校のプランについて、例えば4学年のプランの真ん中の段は現6年生のことが書いてあります。5年生を見ても真ん中のプランは現6年生のことが書いてあり、これはどういう意図でこうなっているのでしょうか。

もう1箇所、黒門小学校には見せ消しで×印が入っているものがあります。これはどういうことの説明なのかというのが気になった部分です。

中学校は、例えば御徒町台東中学校の最初の1枚目、国語科の2年生の部分で、正答率の度数分布グラフのことが3番目にありますけれども、40%未満が5名いると人数で表記されていますが、これが学年に占める割合を知りたいと思いました。5名というのは、5人しかないクラスの5名なのか、10人で5名なのかわかりにくい。全体的に次の3ページ目も27名、17名と、具体的な人数で表記されているのが少しわかりにくいかなという気がいたしました。

それから、細かなところは後ほど個別に指摘いたしますが、上野中学校の授業改善プラン、2年社会科ですが、2改善策の2番目、「予習によって授業の受け方」という見出しになっていますが、これはどういう意味なのか、わかりにくいかなと思いました。

○指導課長 ご指摘ありがとうございます。また、私の説明が不十分で申し訳ございませんでした。まず、黒門小学校の斜線の部分については今回差しかえをさせていただいており、本日ご用意させていただいたものにつきましては差しかえのものをご覧をいただければと思っております。

根岸小学校でございますけれども、学校に確認をして、今やりとりをしているところでございますけれども、校長の考えとしては、6年の出口の段階で必ずこれをしていくので、低学年や中学年の担当の先生も国語の出口で最低ここまで出して卒業させるというものを徹底的に共通理解をしていくんだというその意気込みがこの形式になっているということでございます。ただし、保護者の皆様方、区民の皆様方に今の学年がどうなっているかということを伝え、説明をしていくのが今回の趣旨でございますので、今その作業をしております。またそれもアップするというので今日は間に合わない状況でございますけれども、根岸も各学年教科で分析の結果を出す予定でございます。

それと、5名のことににつきましては確かにご指摘のとおりでございます。ただし学校から、具体的なイメージを持ちながら指導をしていくんだという意気込みが一方であるということでございますが、確かに一般的な方々にはわかりにくい部分もありますので、ご指摘の内容につきましては、学校のほうに指導してまいりたいと思っております。

○高森委員長 両方併記できればわかりやすいと思います。

○指導課長 はい。ありがとうございます。

○末廣委員 私は小学校も中学校も各校、自分の学校の現状と課題を分析して、改善策を示している。非常に真摯に取り組んでいると思います。ただし、正答率の比較を見ますとどうしても学校間格差といいますか、それがはっきりしてきています。地域によって、あるいは中学校は選択制を導入しているということで、そういう格差が現れやすい状況にな

っていると思いますが、これを教育委員会全体でどう捉えていくのかという、これをこれからの我々の課題として考えていかななくてはいけないかなとは思っています。

○指導課長 末廣委員ご指摘のとおり、教育委員会として学校をどのように支援をしていくのかという、まさに重要な課題だと思ってございます。これはできる範囲ということでございますけれども、例えば学力向上推進ティーチャーの配置の仕方、あるいは研究指定校の内容など、できる範囲で学校の必要に応じ、よく学校とも相談しながら、必要なものはできる限り個々に対応していくことも考えていかなければと思っております。

○樋口委員 学校間格差については、子どもの生活調査などである程度わかっていると思いますが、はっきりしていますのは、やはりテレビを見る時間やパソコン、ゲームをする時間が多いか少ないか。あとはご家庭の所得の問題。一応、生活の調査のうえで、こういった学力が出ているということに関して言うと、それをどうしたら学力向上するように生活も変えてもらえるか、子どもたちにも変えてもらえるかということについてどうするかを教育委員会も考えなくてはなりませんし学校も考えなくてはいけない。

○指導課長 前回の臨時会でも学力調査の結果と報告書、内容については報告をさせていただきましたが、その報告書の中からも家庭での生活、そして学校での満足度と、そういったところの学力への影響は、やはりあるのかなということも把握しております。また、文部科学省の委託事業も参考にしてみますと、やはり、ご指摘をいただいたように、家庭の親子のつながり、学校の様子を家庭でよくお話をしているのかどうか、先生との関わり、先生がよく話を聞いてくれているのか、そういう部分での子どもを取り巻く環境が非常に学力に影響しているという報告もありますので、そういうようなものを今後参考にしながら、どう啓発していくのかということ、教育委員会も考えていかなければいけないですし、学校がことある度に保護者会、地域運営連絡協議会等でも話題にさせていただくような、状況をつくりやすいよう、これから私どもも対応していかななくてはならないと思っております。

○和田教育長 この内容について、各校において保護者会で説明を必ずするようにお願いをしたいです。このままではわかりにくいところもあるので、この概要版、あるいは学校が特に主張したいところ、あるいは保護者の方々にお願いをしたいところを簡略に記したものをつくって説明するようにお願いをしたいと思っております。

もう一つは、時期として2学期末の保護者会では全校揃うだろうと思っておりますので、それも適宜時期については注意を喚起していただきたいと思っております。

○垣内委員 拝見しまして、若干温度差はあるにせよ、皆さん大変なご苦勞をされてきちんと分析されているのではないかと思います。貴重な資料だと思います。

先ほどから、他の委員からご指摘がありますように、学校と保護者、それぞれの立場でいろいろな方向性を出して、今後どうしようかということを検討されるだろうと思っておりますけれども、それをどのように教育委員会で受け取って、どういうタイムスケジュールで、例えばこれからすぐ話し合いをして、こんな手当をしようと思ったときに、例えば先ほど

の学力向上推進ティーチャーを配置するというのは急にはできませんので、来年度ということになることと思いますけれど、それまでの間、どういうスピード感を持って、どんなプロセスで、どういうふうに決めていかれようかとされているのでしょうか。もし何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

そのときに、学校によって多少の温度差があるように思われて、若干問題があっても自分たちで解決されようと思われている学校もある場合、特にどのようにお話し合いをもっていられるのか、その辺りも含めて今後の計画、今後の道筋についてお考えがあれば教えていただけますか。

○指導課長 例えば、人的なもの、物的なもの、予算に絡むものというのはなかなか年度途中ですぐということは難しく、タイムラグが生じることでございます。

ただし、例えば学校が今こういうことを考えていて、この方法で考えているということについては、普段からも学校担当の指導主事等がおりますので、いつでも相談を受けたり、こちらから訪問をしたりと、日常的にやっているところもございますので、そういった中でこちらから声をかけていくということが大事かと思っております。

また、近々、全校長に対するヒアリングもございます。そういったところでも要望等を積極的に聞きながら、現場のニーズにできるだけスピーディーに伝えていくような努力をしてみたいと考えてございます。

○高森委員長 ほかにございますか。

(なし)

○高森委員長 それでは、指導課のウについては、報告どおり了承願います。

(3) 中央図書館 エ

○高森委員長 次に、中央図書館のエについて、中央図書館長報告をお願いします。

○中央図書館長 それでは、図書館一部業務委託の事業者選定結果についてご報告をさせていただきます。資料9をご覧ください。

本年6月の本委員会に事業者募集を行うことにつきましてご報告をさせていただきましたが、本日はその選定結果についての報告でございます。

まず、項番1、委託内容でございます。現在委託しているものと同じで図書館資料の貸出、返却や図書館の利用案内等を行うカウンター業務、収集資料の整理、配架に関する業務等でございます。なお、本年8月の本委員会にご報告をさせていただきました、来年4月に開館いたします中央図書館谷中分室では、これらの業務に加え、アーカイブ室の運営についても業務委託に含んでいるところでございます。

項番2、委託期間でございます。平成27年4月1日から3年間の予定でございます。毎年、図書館利用者のアンケートも含めて履行状況を評価し、契約更新をしていくものでございます。

項番3、選定の経過でございます。7月から募集要項の公表・配付を行い、第一次審査

(書類審査)を8月21日に、第二次審査、事業者からのプレゼンテーション及び選定委員からのヒアリングを9月19日に行いました。選定は項番4に記載がありますとおり外部委員を含め、6人で構成する選定委員会で行いました。

裏面をご覧ください。

選定基準、審査内容は項番5のとおりでございます。なお、第一次審査の最後の項目、財務状況、経営規模、事業の継続性につきましては公認会計士に評価・分析をお願いいたしました。

選定の結果でございます。応募が二社からあり、この二社について審査を行いました。その結果が項番6、選定の結果及び確定順位のとおりでございます。評価1位の事業者、株式会社図書館流通センターを優先交渉権者にするについて選定委員会に諮り、了承を得て決定いたしました。なお、この業者は現在、委託をしている業者でございます。

なお、項番6の表の中に「6割」という記載がありますが、これは業務の質を確保する観点から、他のプロポーザルと同様に6割という採点基準を事務局から提案をさせていただいて、選定委員会で採決していただいて6割を最低基準としたところでございます。

また、最後に予算についてでございます。来年度に向けての予算編成は現在、作業中でございますので参考ということでご理解をしていただければと存じます。こちらは資料に記載はございません。口頭での説明でございます。

今年度の契約実績については、7館合計で約1億5,000万円でございます。来年度は先ほど報告しましたとおり、谷中分室の委託が増えること、また、地域館、分室の委託金額が現在、年間1,700万円程度ということでございますので、来年度については10月からの消費税増税も予定されてございますので、図書館の試算としては、2,300万円程度増えるのではないかとということで、概ね1億7,300万円程度と想定しているものでございます。

報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 一次審査の書類審査上の配点割合は、ほかの分野ともおおよそ同じですか。

○中央図書館長 審査内容につきましては、概ね台東区でつくっております業務委託のプロポーザルのガイドラインを参考にさせていただいて、図書館業務の独自性を加えて行ったものでございます。

○和田教育長 財務状況や経営規模についても、この割合で全て一緒ですか。

○中央図書館長 そうです。

○和田教育長 合計点でかなり拮抗している状況が見えますが、個々の点数において大きな差が出たようなところはあったのでしょうか。

○中央図書館長 6人委員で、Aの業者のほうが高かった方もおられますし、Bの今回受託した業者の得点が高かった委員もおられました。非常に拮抗したという実感を持っているところでございます。

○高森委員長 ほかにございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、中央図書館のエについては、報告どおり了承を願います。

3 11月の行事予定について

○高森委員長 次に11月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 11月は周年記念式典が二つございます。8日土曜日が千束幼稚園60周年記念式典でございます。15日土曜日が松葉小学校110周年記念式典でございます。そのほか教育委員会の定例会が、18日火曜日でございます。

その他、資料にあるとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、行事予定については報告どおり了承願います。

4 その他

○高森委員長 その他、何かございませんでしょうか。

台風の対応についてはどうしますか。

○和田教育長 では指導課長から。

○指導課長 前回の18号に引き続き、19号の台風が近づいているという今、予報が出てございます。直近の予報では、週明け14日火曜日の日中に一番接近するという状況でございますが、間に三日ございますので、今後どうなるかということで動向を見ているところでございます。今日の午前中の連合校園長会におきましては、教育委員会から各校園に指示をしたところでございます。内容は、原則、当日14日火曜日の6時の段階で、大雨警報と暴風警報、これが両方出ている場合には、自宅待機。9時までに解除されなければ休校・休園、9時までに解除されれば2時間遅れの3時間目からという形を示してございます。

また、前日の予報をもう一度見て指示をとということで、13日月曜日の午前10時の段階で、教育委員会から改めて追加した指示をする可能性もございますので、その時点で各校園に翌日14日の対応について指示を出すという旨の話をいたしました。

安全第一ということで、十分に校園と連携をとりながら対応をしてみたいと考えてございます。

○児童保育課長 関連いたしまして、こどもクラブの対応につきましてご説明いたします。こどもクラブにつきましては、14日に学校が休校になる可能性がございますので、体制としては午前8時から開所をする体制をとらせていただきます。万が一学校が2時間遅れで開校した場合は、こどもクラブから学校へ登校するという事、それから朝、こどもクラブへ来る際は保護者が引率をされて来る事。これを前提として8時から対応するという事で整理をさせていただいてございます。

以上でございます。

○樋口委員 確認ですが、14日の対応については、まず13日の午前9時が第1の天気予報のチェックで、どうするかということですね。

○指導課長 そうです。

○樋口委員 2番目は当日の6時にどうするかということですね。

○指導課長 はい。

○樋口委員 それに対して、区内の全校園の休校措置をする場合には、大雨警報と暴風警報が両方出ている場合ということですね。

もしそれが注意報などの場合には現場に任せるということによろしいですか。

○指導課長 はい。

○樋口委員 それは徹底をお願いしたいと思います。

もう一つ、いつも気になることですが、忍岡中学校の、鶯谷駅前ですけれども、ちょっとした雨でも横断歩道を渡れないくらい水深が深くなります。普通の雨でも、少なくとも普通の靴では難しいです。横断歩道を渡れないということは、子どもは車道を歩かなくてはなりません。普通の雨でも大変な状態です。

それ以外にももしかしたら区内にあるかもしれませんし、それは各校園長先生の判断ということがまさに有効に働いてくるとは思いますが、担当部署にも連絡しておくべきです。水が溜まりやすいところは、都市の災害では大きな問題で、川が氾濫するよりも逆に流れなくて逆流して、この間、名古屋の地下の冠水も、水が流れなくて起きたわけですので。子どもの通学路において、いつも鶯谷は気になりますね。学校の通学路の整備の問題ですけれども。

○指導課長 今のご指摘を踏まえて、学校の実態をもう一度改めて確認をしたいと思っております。

○樋口委員 台東区は土砂崩れは心配ありませんか。

○高森委員長 川が氾濫して洪水の起きることはあるかもしれません。

中学校はおそらく、自力で通学すると思うんですけれども、こういった台風の非常事態のときで、例えば学校側は3校時目から授業を行うということで遅刻をしても登校を許していますね。家を出てから学校に到着するまでの安全の確保や道中の安否確認はとれるのでしょうか。例えば、家を出たけれど学校に着いていないことや、トラブルがあった場合の対応などはどのようになさるのでしょうか。

○指導課長 先日の18号のときも対応いたしましたけれども、登校時間が変更になったことも含め、予定している登校時間に生徒がいない場合は、必ず、すぐ家庭に確認の連絡をするようにという指示を徹底してございます。

私どもも、欠席者数もその段階で確認をしていくという体制を今回もとりたいと考えてございます。

○高森委員長 よろしくお願いたします。

ほかにございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時2分 閉会